国定公園制度の概要

明治の森箕面国定公園

金剛生駒紀泉国定公園

![j0308361[1]]()

大阪府　みどり推進室　森づくり課

国定公園とは

国定公園とは、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、環境大臣が自然公園法第５条第２項の規定により指定するものをいいます。

大阪府には、「明治の森箕面国定公園」と「金剛生駒紀泉国定公園」の２つの国定公園があります。

許可を要する行為

　国定公園の区域は、①特別地域、②特別保護地区、③普通地域の３つに区分され、それぞれの区分に応じて行為を制限しています。
　下表の行為を行う場合は、自然公園法に基づく手続きが必要になります。
　特別地域及び特別保護地区の場合は知事の許可が、普通地域の場合は知事への届出が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域地区 | 行　為　の　種　類 |
| ①特別地域 | 工作物（建築物、道路、鉄塔、各種構造物）の新築、改築又は増築 |
| 木竹の伐採 |
| 鉱物の掘採、土石の採取 |
| 河川、湖沼等の水位又は水量の増減 |
| 指定湖沼又は湿原及びその周辺への汚水廃水の排出 |
| 広告物その他これに類するものの設置、掲出等 |
| 屋外における土石その他指定の物の集積又は貯蔵 |
| 水面の埋め立て又は干拓 |
| 土地の開墾、土地形状の変更 |
| 指定植物の採取又は損傷 |
| 指定動物の捕獲又は殺傷、卵の採取又は損傷 |
| 屋根、壁面等の色彩の変更 |
| 指定区域への立ち入り |
| 指定区域への車馬、動力船の使用、航空機の着陸 |
| その他風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為 |
| ②特別保護地区 | 特別地域内における規制行為全般 |
| 木竹の損傷 |
| 木竹の植栽 |
| 家畜の放牧 |
| 屋外における物の集積又は貯蔵 |
| 火入れ、たき火 |
| 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取 |
| 動物の捕獲又は殺傷、卵の採取又は損傷 |
| 道路及び広場以外での車馬、動力船の使用、航空機の着陸 |
| 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと |
| 動物を放つこと |
| その他風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為 |
| ③普通地域 | 省令で定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築 |
| 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量の増減 |
| 広告物その他これに類するものの設置、掲出等 |
| 水面の埋め立て又は干拓 |
| 鉱物の掘採、土石の採取 |
| 土地形状の変更 |

許可の基準

大阪府では、原則として特別地域及び特別保護地区内における自然地の改変（風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす行為）は認めていません。

各行為共通の基準（施行規則第11条第38項）
　申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
　申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。

各行為別の基準は、自然公園法施行規則第11条各項を参照してください。

行政処分、罰則

(１) 行政処分（法第３４条第１項）
　許可条件の違反、無許可での行為などがあった場合は、知事は当該公園の保護のために必要があると認めるときは、その保護のために必要な限度において、行為の中止や原状回復を命ずることができます 。
(２) 罰則（法第８２条）
　中止命令や原状回復の命令に違反した者及び法第２０条第３項（特別地域内の行為許可）、第２１条第３項（特別保護地区内の行為許可）の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金が科されます。

自然公園法許可申請に必要な書類、図面等

(1)　許可申請書
(2)　委任状
(3)　事業計画概要書（工程表を含む。）
(4) 土地調書
(5)　地籍図
(6)　土地登記簿謄本（申請地）
(7)　同意書（申請地内土地所有者等、権原が設定されている場合はその者の同意）
(8)　位置図（国土地理院発行S=1/２5,000程度）
(9)　区域図（行為地及びその周辺を明らかにした図、S=1/5,000程度）
(10) 現況平面図（S=1/1,000程度）
(11) 造成計画平面図（S=1/1,000程度）
(12) 造成計画断面図（縦横断面図、S=1/1,000程度）
(13) 立面図（建築物、工作物の場合は要着色、S=1/1,000程度）
(14) 意匠配色図（立面図に配色したものでも可、S=1/1,000程度）
(15) 構造図（詳細図、S=1/1,000程度）
(16) 給排水計画図（S=1/1,000程度）
(17) 土地利用計画図（S=1/1,000程度）
(18) 植栽計画図（着色、樹種寸法表記入）
(19) 事業区域、緑地区域の求積図（平面図への記入可）
(20) カラー写真（行為地及びその付近の状況を明らかにする。）
(21) その他必要とする書類、図面等

許可から完了までの手続きフロー

完了確認

完了届提出

着手届の提出

許可書発行

申請書提出

事前協議

事業者から

府農と緑の総合事務所

大阪府から

事業者へ

市町村へ

4部提出

(注)

事業者と

府農と緑の総合事務所

事業者立会

府農と緑の

総合事務所と

事業者から

府農と緑の総合事務所

* + 申請書の提出は、事前協議において府農と緑の総合事務所が申請内容の確認を行った後としてください。
	+ 申請から許可までの標準処理期間は1か月です。
	+ 書類の追加や補正を求めることがありますが、この補正期間は標準処理期間には含みません。

　　　(注) 二つの市町村にまたがる場合は5部提出。

規制の区域や内容、手続きのお問い合わせについて

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所 及び 連絡先 | 担当区域 |
| 大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内）電話：(072)627-1121㈹　 | 豊中市･池田市･吹田市･高槻市･茨木市･箕面市･摂津市･島本町･豊能町･能勢町 |
| 大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内）電話：(072)９94-1515㈹ | 大阪市･守口市･枚方市･八尾市･寝屋川市･大東市･柏原市･門真市･東大阪市･四條畷市･交野市 |
| 大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内）電話：(0721)25-1131㈹ | 富田林市･河内長野市･松原市･羽曳野市･藤井寺市･大阪狭山市･太子町･河南町･千早赤阪村 |
| 大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課岸和田市野田町３-１３-２（泉南府民センタービル内）電話：(072)439-3601㈹ | 堺市･岸和田市･泉大津市･貝塚市･泉佐野市･和泉市･高石市･泉南市･阪南市･熊取町･岬町･忠岡町･田尻町 |
| 大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ大阪市住之江区南港北１-１４-１６（咲洲庁舎２２階）電話：(06)6941-0351㈹ |
| ホームページアドレス　　http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/midori/shizenkouen.html |

※ 下線のある市町村は、国定公園区域を有する市町村を表しています。

R4.4